

平成 3 0 年度第 2 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成 3 1 年 1 月 3 0 日（水）午後 2 時～午後 3 時 4 5 分
場 所	国土交通省雲仙復興事務所 2 階 会議室
委 員	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 古瀬 寛二 委員（島原市商工会議所 副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 本村 三郎 委員（税理士） 山下 雄一 委員（弁護士）
市関係出席者	柴崎副市長、金子総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、荒木主査 《工事主管部署》 ・農林水産課…伊藤班長 ・水道課…吉田係長、田中主査 ・都市整備課…野口課長、園田班長、松村係長、吉田技師 ・道路課…荒木課長、本多班長
報告事項	平成 3 0 年度上半期入札執行状況等について
抽出事案審議	平成 3 0 年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 3 0 年 4 月 1 日 ～ 平成 3 0 年 9 月 3 0 日
抽出事案	5 件 ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1)報告事項 平成30年度上半期入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
《入札執行状況について》 30年度の所属別工事契約額実績表について、水道課が全契約額の約5割近くを占めているとのことであるが、毎年同じ状況なのか。 次年度以降も水道課の工事は続くのか。	年度で変化がある。昨年度は総務課が庁舎建設工事で大部分を占めていたが、今年度は、比較的水道工事が多かったことによる。 庁舎建設関連工事は、再来年度で終了するが、水道関係工事は、安中地区の水質改善のための新水源掘削や送水管布設などを計画しており、しばらく続く予定である。
《指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて》 この取り扱いは、独立した通知か、要綱の一部なのか。 入札参加者が1者のみになることが判明するのはどのタイミングか。 再度入札で1者になるケースはどうか。	独立した通知である。 あわせて、入札案件ごとに、入札執行通知書に「入札参加者が1者の場合は入札を中止する」旨を記載し、通知したいと考えている。 辞退などで事前に1者になった時点で中止する場合と、入札を執行する時点で1者しか会場に来場されない場合とがある。 再度入札で1者のみになった場合は、入札を行う。

(2)抽出事案審議 平成30年度上半期発注工事の審議について	
審議1 中河川改修工事	
意見・質問	回 答
積算単価と実勢価格と差があるのではないか。	設計は、公共歩掛を使って積算するものである。
それでは、無理をしてとりに行く業者がいらない限り、同じようなことが繰り返されるだけではないか。 設計に使用する単価と実勢価格の乖離がないかという調査はしていないのか。	河川工事は、比較的面倒な工事であり、業者が積極的に落札したいと思うような工事でないことは確かであるが、歩掛単価と実勢価格の差があるかどうかの調査はしていない。
他の市なども河川工事は嫌われているのか。	近隣市も河川工事は不落が多いと聞いている。
通常の一般土木と河川土木と単価は同じなのか。	歩掛、経費とも河川が高い。
このような工事を特殊な事情ととらえ、予定価格を膨らますようなことはできないか。	できない。
この工事が特別そうなのか、それとも類似工事がすべてなのか。	この工事に限っては、「川の水が多い」とか、「重機の搬出搬入が困難」「漁協との調整で工期が限られる」など特有の事情があった。
指名業者について、土木専門に絞って示したらどうか。	指名については、工種ごとランクごと総合数値上位から順に規則正しく行っている。 管工事や電気工事専門と思えるような業者であっても、土木工事の許可を有し、平均工事高もある程度持つ業者の指名を回避することはできない。
同じ土木工事であっても、種類によっては、業者の意思で、やりたい、やるたくないはあるはず。	指名願いの工種としては、「土木」であり、細分化していない。
「土木」にはいろんな工事が含まれる。一つにくくるのは問題があるのではないか。	工種は建設業法に基づく区分である。 業者の手持ちの状況で、「得意ではなくても仕事がなく取りたい」というのもあるので、工種をさらに細かくすると、工事の絶対数が少ない中、一年間全く指名がない業者が出てくる恐れがある。

市で独自で細分化してもいいのではないか。	指名願いに添付するもので公共工事の実績を記載する書類がある。それを参考に指名の考慮に入れることはできると思う。
工事経歴も出させていると思うが。	過去二年間の公共工事の実績を提出してもらっている。
指名通知の前に指名を受けるかどうかの意思を確認できないか。	指名通知で初めて工事を執行する情報を表に出すので、指名通知以前に明らかにするのは問題がある。
再度入札の額が1回目の最低入札金額を上回っているケースがあるが、1回目の最低入札金額の表示はしないのか。	1回目の入札で予定価格超過の場合、口頭及び板書で最低入札価格を知らせている。
上のケースは、本来辞退しないといけないのではないかと思う。 ペナルティを科すべきではないか。	他市の状況等を調査したい。
	◎不落につながらないように ①特殊な事情の工事において、単価に何らかの措置ができないか。 ②工種の細分化や実績を考慮した指名の工夫について、調査、研究したい。
審議2 上の原水系導配水管布設工事（1工区）	
意見・質問	回 答
各者が精度の高い積算ソフトを使って見積もったといっても、あまりにも多くの業者の入札額が接近している。他の要素が加わっているとは考えられないか。	各者の積算ソフト導入に伴う積算能力向上と積極的な受注意欲が合わされば、このような結果になってしまう。 他の要素が加わる余地はないと考える。
この工事は、公表されている単価を使えば、設計額をはじき出すことが可能な工事なのか。	歩掛、労務費も公表されており、積算ソフトを使えば設計額に近い金額を積算することが可能な工事である。
審議3 津吹団地A棟給湯設備・便所改修工事	
意見・質問	回 答
受注機会の拡大についての基準や取り決めはあるのか。	ない。
工期短縮や人的に見て1者で施工するのは大変だとか、そういう要素はないか。	当該団地は、全戸に入居者がおり、入居者の生活の中での工事になるので、入居者の負担軽減の観点から工期を短縮したかった。

受注機会の拡大というよりは工期短縮の方が大きい理由なのか。	そうである。
まとめて一つの工事として施工できれば、共通する資材が安価で入手できるなど、工事費全体が比較的少額ですんだのではないか。	今回は二つの工事だが、共通資材の調達に受注した二業者が共同で発注した関係で安価で済んだとは聞いている。あくまでも業者の費用が安くなったということになるが。
使用する資材の数が多くなれば積算単価が下がるというのはないか。	単価は変わらない。
市で資材をまとめて購入して、受注業者に支給することはしていないのか。	(特殊製品に限定の話になるが、) ある程度の数を使用予定の資材があるのであれば、当初の見積の段階でその数での見積を依頼するケースはある。
業者は、その見積価格で購入できるのか。	受注者は、その見積価格で資材業者から調達できるものと思っている。
審議 4 広高野油堀線路肩維持工事	
意見・質問	回 答
河川関連工事は難しいと聞いたが、この工事はそれほどでもないと考えてよいのか。	法面をコンクリートで張る工事であり、技術的には難しくない工事である。
4月1日から参加者が1者のみの入札は中止にするということだが、このケースは中止になるのか。	9月26日の分については、3者指名で2者が辞退しているため、中止することになる。
随契した額はいくらか。	税別で115万円である。
最初の入札で失格した業者の入札額の方が安い。この額は、最低制限価格の最下限値を上回っているのに2回目の入札に進めないのは解せない。	前回の入札監視委員会でもご指摘があり、西海市が最低制限価格を下回っても失格にならない制度を制定していることから、本市においても導入できないか、研究をしてきた。 契約事務担当者会議で各市に意見を聴いたところ、品質確保の観点から、失格すべき業者を次の入札に参加させることについて、各市とも否定的であった。また、県においても同様の見解であった。
ランダムの下限值よりも上回っていれば、品質は確保されているのではないか。	現行制度では失格させることになる。 引き続き、研究、検討したい。
審議 5 上の町上新町線改良工事	
意見・質問	回 答

どの業者も直接工事費が設計額の概ね１００％で見積もって、諸経費では設計額比１００％を超えている。落札業者のみ諸経費で１００％を割り込む額を見積もっている。 落札業者１者のみが範囲内ギリギリの入札で、他が全者超過というのは不自然である。何か疑われる要素はないか。	工事場所は、繁華街にあり通行量も多く、通行止めがしにくい、地元調整も困難であると思われる、工事がしにくい場所である。落札業者は、工事場所から遠隔地にあり、現場の事情をよく知らなかったのではないか。工事場所に比較的近い他の業者は、事情がよくわかっており受注意欲がなかったのではないか。
以前にも議題に上がった場所ではないか。	過去の入札監視委員会で、隣接する箇所の工事が審議されたことがある。
特殊な工事なのか。	そうではない。
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について、問題は認められず、適切に処理されていた。	